平成２８年（フ）第５５２４号
大阪府吹田市春日４丁目11番３―506号
破産者　石川　忠康
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８号
大阪府交野市南星台３丁目13番12号
破産者　中村　信一
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８７号
大阪市港区三先２丁目20番１―501号
破産者　嶋津　友美（旧姓川上）
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４７号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―212号、前住所大阪府泉大津市池浦町５丁目10番35号
破産者　上野工務店こと　上野　勝彦
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３号
堺市堺区旭ヶ丘北町４丁１番14号
破産者　筒井　庄司
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓376番地８、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓294番地　ペガサス寮101号室
破産者　尾崎　ちよ
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２号
徳島県小松島市赤石町11番５号
破産者　富永　和子
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６６号
神奈川県大和市福田５丁目５番地１　セルピナ桜ケ丘ランドヒルズ104号
破産者　高原　紀行
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５号
横浜市神奈川区神之木台25番17号
破産者　田中　和男
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７号
横浜市金沢区泥亀２丁目５番１―415号
破産者　宮崎　政年
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８号
横浜市金沢区泥亀２丁目５番１―415号
破産者　宮崎　初江
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０１号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目５番３号　ハイツ富士Ｃ201号
破産者　吉田　　翔
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２９号
神奈川県藤沢市長後633番地の１　芳賀ハイツⅡ102
破産者　宮澤　昭夫
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８４号
横浜市磯子区滝頭２丁目６番10号
破産者　松下　　清
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８５号
横浜市磯子区滝頭２丁目６番10号
破産者　松下　晴美
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1338番地の３
破産者　松岡　光生
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第４９号
静岡県掛川市高田16番地
破産者　深田　　清
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４号
静岡県掛川市中宿91番地　エステートⅡ203
破産者　鈴木　紀恵（旧姓原田）
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係